

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「創造」「実行」「苦勞・克服」の精神に基づき、最高の製品を提供し、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念としております。また、当社は設立50周年を迎えるにあたり、企業としての存在意義・使命・将来像・行動原則を明確化した理念体系を2026年1月に制定いたしました。

この理念の実現には株主・投資家の皆様、お客様、従業員等全てのステークホルダーに対して、常に透明で判りやすい経営を行うことが重要であり、経営資源の効率的な運用を行うとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス面の強化を図り、株主・投資家の皆様に対する「企業価値」が最大化するように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。
当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式に関する方針

当社は相手企業との関係・連携強化を図る目的で、政策保有株式を保有しております。取締役会は毎年、個別の政策保有株式について、保有株式ごとに中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを基に精査し、状況変化に応じて縮減するなど見直してまいります。

政策保有株式に関わる検証

政策保有株式の純資産に占める割合が3%未満と僅少ではございますが、2025年度において1社との持合解消を実施し、取締役会へ報告しております。

政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準

政策保有株式の議決権については、中長期的に当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを総合的に検証した上で、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引に関する事項は取締役会決議事項になっており、取引の妥当性、合理性等を検討し判断しております。また、取引結果及び継続取引に関する重要な事実については取締役会報告事項になっており、該当する取引につきましては有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則2-4-1 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

<多様性の確保についての方針>

当社グループは、人財こそが中長期的に企業価値を向上する重要な資本と考えており、従業員が会社と共に成長し、性別や国籍、新卒・中途等の多様性を認め合い、全従業員が活躍できる職場環境・企業文化づくりを実施しております。

グローバルな事業展開や多様な市場ニーズに対応した新規ビジネスの開発、付加価値の創造等の事業環境の変化へ対応するためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要であり、「一体感のある人財マネジメントの推進」、「人財の多様性を重視した採用と登用の継続」、「働きやすい社内環境整備、キャリア支援」の方針のもと、社員は専門性を高め、国内外の多様な人材との交流により人脈とキャリアを形成し、さらに様々な分野で経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用し、相互に融合することが新たな価値創造の源泉となると考えております。

<測定可能目標及び状況>

上記方針のもと、当社では以下のとおり女性・外国籍・中途採用社員の活躍推進に関する目標を設定し、採用や管理職登用等の施策を実施しております。

女性管理職

当社主要事業の工作機械メーカーの職種柄、女性の採用そのものに苦戦を強いられる採用環境にありますが、積極的な女性社員採用を継続し、育児休業や復帰後の時短勤務など、多様化するライフイベントにも配慮したキャリア形成の支援を行っております。その上で当社の管理職者に占める女性社員の割合は、2026年までに5%以上(2025年末時点で4.0%)を目標にしております。

外国籍管理職

当社の管理職者に占める外国籍社員の割合は、2025年末時点で0.5%となっております。新卒採用ではボストンや上海でのキャリアフォーラム等へも参加し、日本人留学生だけでなく現地学生を含めグローバルに対応できる人材の確保を採用方針とし、定量的な目標値は設定していません。なお、海外子会社におけるローカル採用の役員割合については2025年末時点で40.2%であります。

中途採用者管理職

当社の管理職者に占める中途採用社員の割合は、2025年末実績で57.7%となっております。多様な経歴・経験を持つ中途採用社員を積極的に採用しておりプロパー、中途に関わらず適材適所を基本方針とし、定量的な目標値は設定しておりません。

<多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針及び実施状況>

方針 人事制度による一体感のある人財マネジメントの推進

- ・中長期的な成長を見据えた一体感の醸成
- ・キャリア志向やライフプランの多様化を踏まえ、働き方の多様性を制度化
- ・年功序列から役割や職責に応じた賃金体系に変更
- ・会社目標と部門目標をリンクさせ、組織として確実に目標達成する力を強め、全社員業績意識向上を目指す

方針 人財の多様性を重視した採用と登用の継続

- ・新卒、中途を両輪とする採用活動の継続
- ・女性の採用比率20%以上の継続
- ・性別、国籍、中途、障がい、シニア層等にとらわれない多種多様な人材の採用、登用

方針 働きやすい社内環境整備、キャリア形成支援

- ・性別に限らず新入社員の国内外工場での実地研修の実施
- ・育児、介護のための時短勤務制度の充実化(育児は小学校修了時まで可能)
- ・男性の育児参加のための育休取得の促進
- ・テレワーク環境を利用することで、離職せずに介護と業務の両立支援が可能
- ・社内公募制による自主的なキャリア形成支援

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財務状態に影響を与えることの重要性を十分に認識の上、企業年金の資産運用に必要な経験や資質を備えた人材にて運用を行っております。実際の運用は金融機関等に委託しており、その運用状況は半期に一度の運用報告会にてモニタリングをしております。

[原則3-1 情報開示の充実]

()経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、当社HPに掲載しております。

(URL: <https://www.sodick.co.jp/company/message.html>)

当社の経営戦略、経営計画については、決算説明資料に記載し開示しております。

(URL: https://www.sodick.co.jp/ir/ir_note.html)

()当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.基本的な考え方に記載しております。

()経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

報酬の方針については、当報告書の【取締役報酬関係】に記載しております。

報酬の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、その限度内で配分方法の取り扱いを取締役会で協議し各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を決定しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、前項によるほか、取締役会の決議により、代表取締役が協議のうえ各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額案を作成し、報酬委員会の承認を得て決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、その限度内で各監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員会の協議により決定しております。

()取締役会が代表取締役を含む取締役・執行役員候補の指名及び選任を行うに当たっての方針と手続き

社内取締役2名および社外取締役3名で構成される人事諮問委員会を設置する。

人事諮問委員会は、取締役・執行役員の選任基準について、審議のうえ決定する。

人事諮問委員会は、代表取締役を含む取締役・執行役員候補を決定する。

人事諮問委員会は、グローバルでの成長、競争力強化、著しいビジネス環境の変化に迅速に対応するために、取締役・執行役員の多様化に努める。

取締役会は、人事諮問委員会の答申に基づき、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得て、株主総会に付議する取締役選解任議案を決定する。

()取締役の個別の選任理由

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)]

代表取締役会長

古川 健一

子会社経営、財務・企画部門の統括、海外グループ会社の取締役会長など、多岐にわたる経営経験を通じて、当社の経営基盤強化と構造改革を長年にわたり牽引してきました。代表取締役社長としては、企業変革や収益性改善を主導し、中長期的な企業価値向上に大きく貢献してきました。さらに2025年3月以降は代表取締役会長・取締役会議長として、これまで経営者として培ってきた経験や判断力を生かし、取締役会における議論を主導するとともに、経営陣による適切な意思決定を支える重要な役割を担っております。

代表取締役 CEO 社長執行役員

坂 祐次

入社以来、製造、アフターサービス、海外事業など当社事業の中核領域において幅広い経験を積み、米国販売会社ではアフターセールスビジネスの拡大、収益基盤の強化に取り組み、同社社長として安定した収益モデルの構築に大きく貢献してきました。2022年よりCOOとして全社の事業運営を統括し、2024年には取締役COO副社長執行役員として組織改革・事業構造改革を推進してきました。

さらに2025年3月以降は代表取締役CEO社長執行役員として高いリーダーシップを発揮し、国内外の販売強化、生産・サービス体制の最適化、収益性向上施策を力強く推進し、業績向上に大きく貢献しました。特に主要市場での販売体制強化やアフターサービス事業の収益拡大、生産・サプライチェーンの効率化を率先して進め、全社の収益構造の改善に寄与しています。

取締役 専務執行役員

塚本 英樹

海外生産拠点の立ち上げ・運営にも深く関わってきたことで、工作機械の設計・開発から製造・生産管理・工場経営まで幅広い領域を経験し、その実行力と現場統率力は当社の生産体制を支える大きな強みとなっています。「世界同一品質」を掲げた生産改革を主導し、当社のものづくりの基盤強化に長年大きく貢献してきました。

また、工作機械の技術力や市場動向に対する深い知見を有し、お客様が求める価値や現時点で市場が必要とする技術を的確に把握する高い分析力を備えています。特に成長が期待されるレーザー加工機などの新事業においては、技術・製品・生産を総合的に見通して推進できる、当社に不可欠なリーダーとして重要な役割を担っています。

取締役 常務執行役員

高木 正人

入社以来、製造・アフターサービス・品質保証・加工技術・内部監査・経営企画など、当事業を幅広く支える領域を歴任し、事業・管理両面に精通した人材です。東京証券取引所市場第一部への指定替えプロジェクトの推進や、コーポレート本部副本部長としての経営管理・IR・内部統制強化など、企業基盤の整備に長く貢献してきました。

さらに2025年3月以降は取締役として、全社最適の視点から、ガバナンス強化、リスクマネジメント、経営管理プロセスの高度化、各本部間連携の強化など、会社全体の効率性・透明性向上に向けた取り組みを主導しています。これまでの幅広い経験に裏打ちされた俯瞰的な判断力と調整力を発揮し、経営の重要事項に対しても実効性の高い監督・助言を行ってきました。

【監査等委員である取締役】

常勤監査等委員

河原 哲郎

子会社の上場審査対応や上場後の監査対応など管理全般を経験し、長年子会社の管理担当役員を歴任するなど、ガバナンスに対する高度な知見を有しております。

社外取締役については、 - 1「機関構成・組織運営等に係る事項」にて選任理由を記載しております。

【補充原則3 - 1 - 3 情報開示の充実】

(1) 自社のサステナビリティについての取組み

当社では「ソディック・グループ企業倫理憲章」・「企業行動基準(コンプライアンス指針)」を基に、サステナビリティ基本方針を定め、サステナビリティ委員会を中心に、コンプライアンス、社会貢献、人材育成、品質管理、環境など重要なテーマについて中長期的な目標を設定しPDCAサイクルを回すことで計画的にサステナビリティ活動を推進しております。

当社のサステナビリティの考え方や方針、取組みについては、当社HPをご参照ください。

(URL: <https://www.sodick.co.jp/sustainability/>)

(2) 人的資本や知的財産への投資等

人的資本や知的財産への投資等については、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識した経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、分かりやすく具体的に情報を開示・提供し、また取締役会はその実効性の監督を行うべきと考えております。

人的資本への投資として、労働環境の改善と社員一人ひとりが成長する機会を創出する戦略的人事異動、次世代経営幹部・管理職者ならびに国内外で活躍できる若手人材の育成、また、知的財産への投資として、環境・社会・経済への影響を考慮し長期的成長戦略に資する製品・サービスの開発等に積極的に取り組んでおります。

(https://www.sodick.co.jp/sustainability/governance/intellectual_property.html)

(3) 気候変動に関する開示

当社は、2022年12月に「気候変動関連事務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明し、気候変動が当社グループの事業へ与える影響についてリスクと機会を特定し、シナリオ分析を行っております。

当社は、環境マネジメントへの対応をマテリアリティに位置付けており、中長期的な企業価値向上の観点から、カーボンニュートラル、地球温暖化、省エネルギー等の各テーマへの取り組みを推進しております。

TCFD提言に基づく開示の詳細については、当社HPをご参照ください。

(URL: <https://www.sodick.co.jp/sustainability/environment/tcfd.html>)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会の役割及び経営陣への委任の範囲につきましては、当報告書「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に記載しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外役員の独立性に関する基準については、当報告書【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役・執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の補完機能として、人事諮問委員会・報酬委員会を設置しております。

両委員会共に、代表取締役である社内取締役2名及び独立社外取締役3名と委員の過半数を独立社外取締役で構成しており、議長は社外取締役が務めております。

人事諮問委員会においては、取締役の選解任の方針及び候補者の選定のほか、サクセッションプラン、ダイバーシティ人材の方針等について審議・答申しております。

報酬委員会においては、取締役の報酬の方針策定、報酬額について審議・決定しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名、監査等委員である取締役5名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、かつ、事業に関する知識、経験、能力のバランスを備えた多様性ある人員で構成することを、基本的な考え方としています。

さらに、グローバルな事業活動への対応、ダイバーシティを考慮した事業運営を推進するため、他社での社外取締役・社外監査役・内部監査経験や弁護士・公認会計士としての専門知識を有する取締役を選任しております。なお、独立社外取締役には他社での経営経験の有する取締役を複数名選任しております。

当社は「企業経営」「財務・会計」「法務・リスク管理」「製造・技術・R&D」「グローバル」「マーケティング」の知識・経験・能力等を特に重要なスキルと特定しており、一覧化したスキルマトリックスを作成し、「株主総会招集通知」にて開示しております
(URL: <https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>)。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社内取締役については、他の上場会社役員との兼任はありません。
社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

コーポレートガバナンスの実効性を高めるために、当社取締役会の職務の執行がガイドラインに沿って運用されているかについて、毎期、各取締役が自己の職務遂行状況について自己評価しております。
また、監査等委員会が、上記各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示致します。
2026年1月に取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価を実施いたしました。
監査等委員会において、各取締役の自己評価等をもとに取締役会の実効性を分析、審議した結果、当社取締役会の運営状況、審議状況、管理監督機能等、取締役会の実効性については十分に機能しているとの評価でありました。
当社取締役会としましては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断するものの、経営会議の機能強化、取締役会の円滑な運営などに取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング】

取締役のトレーニング

- (1) 新任取締役については公益社団法人日本監査役協会の研修に参加しております。
- (2) 独立社外取締役については事業経営会議での事業内容・戦略の説明や主要拠点である加賀事業所等の工場視察を行い、当社の業務への理解を深めております。
- (3) 他の取締役及び執行役員については東京証券取引所のeラーニング等を通じ、企業価値向上に必要な知識・考え方を習得しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家を重要なステークホルダーの一つと考え、企業価値の向上のための建設的な対話を重視しております。株主との対話は、IR担当部門が担い、株主から個別の要望がある場合には、面談の目的や内容の重要性等を考慮し合理的な範囲で取締役等の対応を検討します。株主・投資家から寄せられた意見等は、必要に応じて取締役会や経営会議に報告し、当社の今後の経営に活かしてまいります。

当社は、株主・投資家の皆様に、経営・財務状況を透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努め、企業価値のさらなる向上に資するIR・SR活動を推進しております。IR担当部署は、株主からの対話を合理的にかつ円滑に行うため、会計財務部門・事業部門・コンプライアンス部門等の関連部門と連携を取り、IR・SR活動を推進しております。

個別面談以外の対話の取組みとして、年2回の機関投資家向けの決算説明会に加え、年1回工作機械事業・産業機械事業・食品機械事業の事業説明会及び代表取締役とのスモールミーティングを開催しております。また株主総会を貴重かつ重要な株主との対話の機会と捉え、十分な質疑の時間を取るなどの対応や株主総会后に当社ショールームの見学会を開催しております。個人投資家の皆様に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、事業内容、業績、経営方針などをわかりやすく掲載しております。また、建設的な対話を促進するため、統合レポートの発行などを実施しております。

インサイダー情報にかかる管理の方策については、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社HPにて開示しております。
(URL: <https://www.sodick.co.jp/ir/disclosure.html>)。

【株主との対話の実施状況等】

株主との対話の実施状況等につきましては、当社HPにて開示しております。
(<https://www.sodick.co.jp/sustainability/governance/overview.html>)

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年2月17日

該当項目に関する説明 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、取締役会において資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた検討を行い、対応を進めております。

具体的な取組み状況につきましては、2025年12月期決算説明資料にてアップデートしておりますので、当社HPをご参照ください。
(URL: <https://www.sodick.co.jp/ir/pdf/tmp/20260310143517.pdf>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,901,000	13.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,938,700	7.78
JPモルガン証券株式会社	1,343,792	2.65
森田 清	1,190,070	2.35
ソディック共栄持株会	1,046,500	2.07
ソディック従業員持株会	959,876	1.90
有限会社ティ・エフ	895,000	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	867,556	1.71
株式会社三井住友銀行	850,000	1.68
古川 健一	845,501	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は自己株式を4,141千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

< 大量保有報告書に関する事項 >

2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.3)において、SMB C日興証券株式会社及びその共同保有者2社が、2021年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。株式会社三井住友銀行が保有する850千株につきましては、上記「大株主の状況」に記載しておりますが、他の共同保有者については、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないので、上記「大株主の状況」では考慮していません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【大量保有者名、保有株式数、株式保有割合】

SMB C日興証券株式会社 136千株 0.23%
株式会社三井住友銀行 850千株 1.45%
三井住友DSアセットマネジメント株式会社 1,612千株 2.74%

2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.1)において、クレディ・スイス・エイ・ジーが、2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないので、上記「大株主の状況」では考慮していません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【大量保有者名、保有株式数、株式保有割合】

クレディ・スイス・エイ・ジー 1,746千株 2.97%

2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.2)において、BFAM Partners(Hong Kong) Limitedが、2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないので、上記「大株主の状況」では考慮していません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【大量保有者名、保有株式数、株式保有割合】

BFAM Partners(Hong Kong) Limited 1,101千株 1.87%

2023年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.1)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者1社が、2023年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないので、上記「大株主の状況」では考慮していません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【大量保有者名、保有株式数、株式保有割合】

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 1,762千株 3.22%
日興アセットマネジメント株式会社 989千株 1.81%

2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.2において、野村証券株式会社及びその共同保有者2社が、2025年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないので、上記「大株主の状況」では考慮していません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【大量保有者名、保有株式数、株式保有割合】

野村証券株式会社 1千株 0.00%
ノムラ インターナショナル ビーエルシー 492千株 0.90%
野村アセットマネジメント株式会社 2,011千株 3.67%

佐野 綾子			<p>佐野 綾子氏は、あや総合法律事務所代表、株式会社すかいらくホールディングス社外取締役、株式会社クラス社外監査役、独立行政法人経済産業研究所監事及び株式会社アインホールディングス社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>佐野 綾子氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、当社以外の社外取締役や監査等委員、MBO・非公開化提案検討のための特別委員会委員長長の経験等を有しております。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができるかと判断し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する専門的な知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>
大滝 真理				<p>大滝 真理氏は、他社における内部監査及び監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>
郷原 玄哉			<p>郷原 玄哉氏は、郷原会計事務所所長及び株式会社カネキカナカオ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>郷原 玄哉氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有しており、2023年3月に当社社外監査役、2024年には当社社外取締役として適切な助言等をいただいております。</p> <p>また、同氏は当社以外での社外監査役にも携わり、幅広い知見と経験を有しております。</p> <p>同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができるかと判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>
大村 由紀子			<p>大村 由紀子氏は、三浦法律事務所に在籍し、株式会社ハルメクホールディングス社外取締役(監査等委員)及び株式会社ユーグレナ社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>大村 由紀子氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の取締役や監査役、監査等委員も務めており、国内外の企業のM&A/企業再編や金融監督の実務まで様々な経験を有しており、これらの経験を、当社のガバナンス強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室が監査等委員会の事務局を兼務。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会、取締役会及び経営会議への出席に加え、会計監査人から四半期に1度、会計監査に関する説明を受け、情報交換・意見交換を行うこととしております。また、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)とも年に1度会合を持ち、緊密な関係の構築を図ります。さらには、内部監査部門に対しても年1回ヒアリングを行い、内部統制の実行状況を確認します。なお、当事業年度においては社外監査役が同様の活動を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

【人事諮問委員会】

- ・取締役5名で構成され、うち3名を社外取締役としており、議長は社外取締役が務めております。
- ・取締役・執行役員の人事に関する選任基準・方針の策定、候補者の選任及び現職の評価を行っております。

【報酬委員会】

- ・取締役5名で構成され、うち3名は社外取締役としており、議長は社外取締役が務めております。
- ・取締役、執行役員の報酬に関する方針の策定と、報酬水準及び査定、報酬額を審議し決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

7名

その他独立役員に関する事項

【社外役員の独立性についての当社の考え方】

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員(注1)に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社グループの業務執行者(注2)である者
- (2) 当社グループを主要な取引先(注3)とする者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (3) 当社グループの主要な取引先である者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (4) 当社グループから役員報酬以外に、一定額(注4)を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコン

サルタント等(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)

(5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)

(6) 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)

(7) 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者

(8) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)

(9) 上記(1)～(8)に過去3年間に於いて該当していた者

(10) 上記(1)～(9)に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 1. 社外役員とは、社外取締役をいう。

2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)をいう。

4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

1. 当社の役員報酬は、業務執行取締役は役位・職責に応じた報酬ランクに基づく基本報酬(固定給)と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、非業務執行取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は、基本報酬と短期業績連動報酬で構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役は、基本報酬のみを原則とします。

2. 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としております。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬は報酬委員会で、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員会の協議により内容を決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬について、有価証券報告書にて年間合計の総支給額および総支給人数を開示しています

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

(1) 基本的な考え方

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営上の課題として、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては会社業績及び各職責を踏まえた適正な成果を反映した報酬体系とします。報酬制度の在り方、見直しの必要性については、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定します。

(2) 報酬体系

1. 当社の役員報酬は、業務執行取締役は役位・職責に応じた報酬ランクに基づく基本報酬(固定給)と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、非業務執行取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は、基本報酬と短期業績連動報酬で構成し、社外取締役

及び監査等委員である取締役は、基本報酬のみを原則とします。

2. 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としております。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬は報酬委員会、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員会の協議により内容を決定します。

(3) 業績連動報酬等に関する方針

1. 短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び種類別の報酬割合に応じて業績連動報酬総額を算定し、当年度の業績確定後に報酬委員会での審議を経たうえで、決定から1か月以内に賞与として一括支給することとしております。ただし、2024年度の取締役で且つ2025年4月時点でも当該役職にある者への2024年度業績に係る役員賞与相当額については12で除した金額を、2025年4月から1年間基本報酬額に加算して支給します。

2. 業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。

3. 当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。

4. 当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、有価証券報告書「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」に記載のとおりであります。

(4) 非金銭報酬等に関する方針

1. 非金銭報酬として、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上に貢献するインセンティブとして役位に応じた金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております

2. 金銭報酬債権の総額は過去2年間のEBITDAの平均額及び単年度のES(従業員満足度調査)スコアにより算定しております。

3. 金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営を行うためであり、また、ESスコアを追加選定した理由は、当社が持続的に成長するために、従業員のやりがいや売上や利益等、経営に重要な指標に直結すると考えているためであります。

4. 譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会資料は、原則として事前配布し、社外取締役が十分に検討する時間を確保しております。また、決議事項のうち特に重要な案件については、経営会議で事前に討議を行うことにより取締役会決議に至るまでに十分な検討時間を確保するとともに、討議において指摘のあった事項を決議する際の提案内容の検討に活かしております。

社外取締役に対しては、取締役会の議案について必要に応じて取締役会事務局より事前説明を実施しております。

また監査等委員である社外取締役については、毎月、定例の監査等委員会を実施し、幅広く情報・意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、業務執行の監督および監査を通じて、経営や業績に影響を及ぼす重要な事項等について、取締役会、監査等委員会が報告を受ける体制となっております。

また内部監査規程に基づき、組織的にも業務的にも独立した会長直轄の内部監査室を設置し、監査等委員会と連携を図っています。監査基準については、法令および定款、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準等に基づき設定され、監査業務に活かされております。

監査等委員会設置会社である当社では、取締役・監査等委員の選任と解任および報酬について、株主総会の決議をもって決定しております。なお、当社の役員報酬額の算定は、取締役会の決議によって定めた役員報酬規程に基づいております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、田尻慶太氏および渡部興市郎氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知を法定期日以前に発送しております。 また、招集通知を発送日前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使のほかインターネットによる議決権行使も可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、海外を含めた機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義及び参考書類)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	営業報告のビジュアル化により、わかりやすい事業報告を目指しております。また、株主総会当日には本社ショールームの見学会を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上のIR情報サイトで開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の機関投資家向けの決算説明会に加え、工作機械事業、産業機械事業、食品機械事業のいずれかの事業について年1回の事業説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報、アナリスト向け決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、招集通知及び統合レポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を設置し、専任者が情報開示や株主様からのお問い合わせに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、主要な生産拠点においてISO14001を認証取得しており、全社的に環境保全活動を推進しております。 また、サステナビリティ委員会を設置し、気候変動・カーボンニュートラル・人権・健康経営等の中長期的なテーマに対する対応方針や目標の決定、サステナビリティ活動の管理を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示委員会を設置し、適切な情報開示に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 会社運営の基本方針

当社は、以下の基本精神と経営理念を会社運営の拠り所とする。

【基本精神と経営理念】

「創造」「実行」「苦勞を克服」の当社精神に則り、最高の製品を提供し、とくにお客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念とする。
これを実現し社会全体と共に継続して成長していくために、事業活動を通じて、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様からの期待にお応えし、信頼されるソディックを築き上げる。

また、当社は上記の基本精神と経営理念を具体的な行動に反映させるために、つぎの「行動指針」を日々の業務運営の指針とする。

【行動指針】

- ・常に世界最高水準のテクノロジーを追求する。
- ・お客様の立場に立ち、世界同一品質で最高の性能を持つ製品を提供する。
- ・法令、定款及び社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ・安全で働きやすい職場環境をつくり上げる。
- ・豊かな社会を創造するために、環境の保全と調和に努める。

2 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。

内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準(コンプライアンス指針)」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。

当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、社内にコンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)を設置し、社外には社内および経営陣から独立した第三者である弁護士窓口を整備する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。

新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。

特に、コンプライアンス、環境(自然環境・職場環境)、災害、品質(製品品質・サービス品質・業務品質)、情報セキュリティ、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。

全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に業務執行を行わせる。

経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議等を開催し、これに取締役(監査等委員である取締役を除く。)が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

6 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。

当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。

当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

子会社は、当社との緊密な連携のもと、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。

子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。

内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。

7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。

監査等委員会を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとする。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。

8 当社の監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の監査役は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程、リスク管理基本規

程その他の社内規程に基づき、監査等委員会に報告する。

当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査等委員会に報告する。

監査等委員会は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けることができる。

当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

9 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査等委員が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務遂行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のために必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

10 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。

監査等委員会は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。

監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査等委員会が必要と認めた重要な調査に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準(コンプライアンス指針)」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。

当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準(コンプライアンス指針)」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

